

資料 東京農業振興プラン中間まとめに寄せられたご意見

資料

都では、平成24年2月16日に「東京農業振興プラン」中間まとめを公表し、東京都ホームページへの掲載等を通じて、広く都民の皆様のご意見を募集いたしました。

募集期間が短いにもかかわらず、貴重なご意見を多数いただき、誠にありがとうございました。

ここでは、お寄せいただいた主なご意見の概要と、それに対する対応についてご紹介させていただきます。

1 意見の募集期間と件数

- 募集期間：平成24年2月16日から29日まで
- 意見件数：79件

2 主な意見の概要と対応

区分	ご意見の概要	都の対応
総論	○本プランが、地域農業の振興にとってさらに効果的となるよう、関係する団体や農業者の意見が施策に反映されるようにしていただきたい。	今後の施策展開にあたっては、農業者や関係団体の意見を参考とさせていただきます。
	○農業経営が都民生活に大きく貢献している点を評価し、農家の経営と農地の維持を可能にする、都独自の直接支援施策の創設が必要。	各種振興施策の展開を図るとともに、都市農地の保全に向けた制度改善を国に要求することとしています。

序章 農業振興プランの改定に向けて

1 プラン改定 の目的	○都民アンケートで示された意識調査は、84.6%が「農業と農地を残したい」と回答。農地保全運動の高まりを受け止め、プラン改正理由の中に位置づけること。	序章の改定の目的に「都民の期待の高まりへの対応」を位置づけるとともに、第1章に記載した「都民の意識」を踏まえたプランとしています。
-------------------	---	---

第1章 東京農業を取り巻く状況

第1節 経済・社会 情勢の変化	○1300万人の消費者を抱える東京都として消費者と農業を守るためにまとめる振興プランには、TPP参加反対の姿勢を明確にしたものとすること。 ○国内自給力を高めることとTPP参加は並立するものではないと認識します。踏み込んだ見解を示すべき。	都は、「東京農業の産業力の強化」を柱に据え振興施策を展開するとともに、国の動向を見極めながら、適切に対応していきます。
第2節 東京農業の 現状と課題	○都市農地を「都民全体の財産として保全すること」について明記していただきたい。	第3章の「都市農業の持続的な振興と貴重な都市農地の保全に向けて」の項で、「都市の貴重な財産」と記載させていただきました。

区分	ご意見の概要	都の対応
第2章 東京農業の振興方向と施策展開		
第1節 農業振興の 基本的考え方	<p>1 目指すべき東京農業のすがた</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農業・農地の多面的機能を重視し、農業を都の基幹産業と位置づけるべき。 	<p>「目指すべき東京農業のすがた」を『都民生活に密着し未来に向け発展する産業』としています。</p>
第2節 農業振興施 策の展開	<p>1 東京農業の特性を活かした産業力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京での農業振興と都民の農業参画のしくみの一つとして、「農業体験農園」は有効な事業と考えます。さらに推進が図られることを望みます。 ○認定農業者の位置づけを明確に記述し、農業経営改善の実現をサポートするため、事業対象を明確に個別経営体にするなど、補助事業における斬新的な基本の方針を示されたい。 ○遊休農地は解消より発生防止策としての、「援農ボランティア、農作業受委託の推進、担い手不足農家所有農地の流動化、販路確保のための共同直売所等の設置、価格補償体制の拡充、獣害対策など」の施策を体系的に位置付けるべき。 ○「農地の保全と確保」の中に、市街化区域内農地の減少速度を少しでも緩やかにさせるため、「生産緑地を増加させる」という目標を明記するとともに、関係法・制度の障壁を除く記述をすべき。 ○「農地と担い手のマッチングの促進や耕作放棄地の再生支援、農作業受委託の取組を充実します」とあるが、既に先駆的にかつ積極的に取り組んでいる生活協同組合、ワーカーズコレクティブ、NPOなどへの支援の強化も必要。また、先進事例を都として積極的に広報活動で展開することを望みます。 ○援農ボランティアについて、東京農業を応援する都民の育成を行なっている自治体が複数あります。農業者と都民とのマッチングをより広く促していくための具体的な施策・しくみを検討すべきと考えます。 ○練馬区では、何らかの形でヘルパー・ボランティアに手伝ってもらいたいと要望している農業者の要望に答えるため、「農の学校」を開き育成したいとしている。都としても、それらの組織化と、支援体制を強化すること。 ○都市環境への貢献について、特に区部においては、小規模農地所有者の果たす役割も大きいので、「産業の振興」という視点のみならず、「農地保全」という視点から小規模農地所有者に対して、農地の維持を可能にするような柔軟な施策の創設が必要。 	<p>「東京のポテンシャルを活かした魅力ある農業経営」の一つとして、農業体験農園を推進していきます。</p> <p>認定農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者に対しては、積極的な支援を行っていくこととしています。</p> <p>遊休農地については、その発生防止と解消の両面から対策を講じていくこととしています。</p> <p>第2章において「生産緑地の追加指定の積極的な推進」、第3章において「生産緑地指定の面積要件の引き下げを国に要望」と記載しております。</p> <p>今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。</p> <p>第2章の「都民や企業など幅広い担い手の活用」の項で、援農ボランティアの育成とマッチングを一層促進することとしています。</p> <p>第2章の「地域農業の生産力強化と農商工連携の推進」の項で、様々な経営規模の農業者が地域で連携し、それぞれが農地の利活用と生産活動を活発化する取組を支援することとしています。</p>

区分	ご意見の概要	都の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都の農業は生産物ではなく、日本一のマーケットと海外から田畠へのアクセスしやすさなど、東京の農地・農業しか持っていない条件を主力商品とすべき。 	<p>第2章において「大都市東京に立地する東京農業は様々な発展の可能性とそれを実現していく力を秘めている」としています。本提案も、東京農業が持つ潜在力に視点を当てたものと考えます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○「農業」「菜園ライフ」の対象は、東京都の特色を生かし、「社会の第一線で活躍する」、「小さい子供がいて時間に余裕がない」、「次世代の流行を先取りする（影響力のある）」、「グローバルな」、「資産のある」者などの未開拓の客層を取り込むべき。 	<p>今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○東京農業は、富裕層ビジネスに取り組むべき。都心に近い農地で体験型の農園サービスを受けるには相当の金銭負担が生じるようになる。「農園サービスは金儲けと無縁である」という思い込みが東京農業の価値を低めている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○農業生産基盤の整備と農地の保全・利活用の促進の部分で、整備の対象を平坦な農地の広がる農業振興地域や急峻な傾斜地にある農地だけでなく、「市街化調整区域にある優良集団農地」も加えるべき。 	<p>「農業基盤の整備」の項目の中で「農業振興地域を含む市街化調整区域」という表現にさせていただきました。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○農家の所得確保に向け、地域農業のモデル栽培や機械や設備・施設等ともなり、補助事業の趣旨に沿い、個別経営や行政コストの削減につながる効果もある計画については、既存施設を利用した設備投資も補助事業の対象とする施策を盛り込んでいただきたい。 	<p>今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○個々の農家による個性ある農業経営の確立に向け、特にハード面の支援については、従来のようにグループ単位を基本とするのではなく、はじめから個別の農業経営を基本として支援の対象にする方向を打ち出させていただきたい。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ○「経営改善に取り組む農業者が増加、新規就農者増加に期待が寄せられている」という現状分析に止めず、こうした者が大いに希望を持ち、働く具体的な支援制度の確立を図ること。 	<p>認定農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業者や新規就農者に対しては、積極的な支援を行っていくこととしています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○「東京農業の持つ潜在力を発揮した力強い推進」に向け、都民のニーズの開拓と農業経営の確立、さらには、「東京産」「江戸野菜」などのブランド的野菜の生産と販売、加工とマルシェを通じて消費者との結びつく力を付け、個性ある東京農業のスタイルの確立を図ること。 	<p>第2章に記載した、「都民ニーズの開拓による新しい農業経営の確立」や「東京オリジナルの商品開発とブランド化の推進」、「都内産農産物の地産地消のネットワークづくり」などを通じて、個性ある東京農業のスタイルを確立していきます。</p>

区分	ご意見の概要	都の対応
	○ブランド化を進めるため、その推進力として大学や研究機関、機構の協力を図ること。	第2章において、「1,300万人の都民を抱え、多様な産業や大学などの教育・研究機関が集積する東京の強み」を活かすこととしています。
2 都内産農畜産物の安全・安心の確保と地産地消の推進		
	○都としては、原発ではなく、再生可能エネルギーへ施策の転換を図るよう強く求めます。また、農業者が再生可能エネルギーを設置する場合の財政的支援施策を一日も早く実施すること。	再生可能エネルギーの活用という考え方方は重要であると考えます。 今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
	○学校給食への食材の提供については、農家個人の契約で、供給を満たすことができないという問題がある。NPO組織、法人、JAなどの協力を得て安定供給と作付けの指導体制を確立すること。	第2章において、学校給食への都内産農産物の導入拡大とそのための生産供給体制を強化することとしています。
	○全東京規模のエリヤを網羅したネットワークづくりの整備・販売拠点作りを進めるとともに、都内量販店への販売ルート確立など支援すること。	第2章において、東京全域をエリアとした地産地消のネットワークを整備することとしています。
	○都市農業の振興のためには、「食と農」を一体のものとしていくことが必要です。その意味でも、このプランを実現するための担い手のひとつとして生協を積極的に位置付けてほしい。	第2章において、東京農業の力強い展開のためには、農業参画に意欲的な都民等を東京農業の新たな担い手として確保・育成することとしています。特に、食との関わりが強い消費者団体におきましては、積極的な参画をお願いいたします。
	○環境に優しい農業の推進に関しては、農薬使用量の低減や生物多様性など様々なご提案をいただきました。	今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
3 豊かな都民生活と快適な都市環境への積極的貢献		
	○農地が災害発生時の都民の避難場所としての活用や仮設住宅提供の重要な土地であり拠点となることを前提とした都市施策を進めるため、農業者、都民、各自治体との連携で防災協定など一日も早い対策方針を提示すること。	今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
	○農業・農地の防災機能の発揮に向け、井戸をはじめ、防災協定等に協力する農家が持つ農業施設の維持・管理を支援する施策を打ち出していただきたい。	
	○防災協定農地、食育（体験農業、学校給食、学童農園等）、農地保全（特に生産緑地）などの推進について、東京都が行う都市計画や教育および防災担当部局との連携について、明記すべき。	第4章において、都庁内関係部局との連携を一層強化し、安全・安心の確保や食育の推進、都市農地の保全などの様々な分野で、多角的に対策を講じていくこととしています。
	○都市整備局で策定した「緑確保の総合的な方針」とも連携した施策の展開が必要。	

区分	ご意見の概要	都の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市生活者と農地・農業者をつなぐ橋渡し役の育成が最優先。 ○「都内農産物や農業体験を通じた食育の推進」に関して、農業の理解を進め、「食」を大切に考えることを育むには、学校や地域で行なわれる食農教育が重要です。既に「総合的な学習の時間」授業の展開を通して食農教育に取り組んでいるNPOなどの先進事例を都として積極的に広報活動で展開するとともに、積極的に活用することを望みます。 ○学校給食における都内産農産物利用の促進に向け、学校給食の食材として都内産の農産物を使用する割合を増やす明確な目標を掲げるとともに、そのための方策として、自治体や学校が地場産農産物の利用を増やすことでメリットを得られるような支援策を確立していただきたい。 	今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市農地が、食糧生産機能だけでなく様々な機能を発揮するためには、農家の所有権を超えた、地域の中での位置づけの議論が必要。「農家だけでなく市民も一緒にあって自分が住む地域の農地を守る」それが「コモンズ」という考え方が必要。都市農地を農業生産法人「コモンズ農園」に現物出資し、地域の共有財産として永遠に保全する仕組みを提案する。 	<p>農家だけでなく、市民や地域が一体となって都市農地を守っていくという考えは、大切な視点であると思います。</p> <p>なお、都市農地を現物出資することは、税制上の問題があり、現状では実現は難しいと考えます。</p>

第3章 都市農業・農地に係る制度改善の国への提案

2 都市農業・農地の位置づけの明確化と基本法の制定	
	<ul style="list-style-type: none"> ○都市農業・農地の位置づけの明確化と基本法の制定について、国への法制定を求めるだけでなく、全国の生産緑地の約4分の1が存在する東京都において、率先して都市農業推進のための条例制定を検討すべきと考えます。
3 都市農業・農地の制度改善	
	<ul style="list-style-type: none"> ○特定農地貸付けの市街化区域内への拡大は、生産緑地制度改正と併せて提案する必要がある。
	<ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域内の農地の貸借を積極的に進めるべき。特定農地貸し付けの市街化区域への適用拡大を、生産緑地制度の改正も含め、提案すべき。
	<ul style="list-style-type: none"> ○屋敷林をオープンガーデンなどとして積極的に開放し、区民の憩いの場として提供できる場合、緑の保全という観点から、税制も含めた支援策を講じるべき。

区分	ご意見の概要	都の対応
	<p>○都市農業をめぐる相続税納税猶予制度の問題や、固定資産税の高負担の問題、生産緑地指定の弾力化についての国への提案にあたっては、これらのことが東京に限らない全国的な仕組みとして整備されるよう力強い働きかけを期待する。</p>	<p>大都市圏の生産緑地を中心とした都市農業の振興と都市農地の保全を念頭に、国に対して制度の改善を強く働きかけていくこととしています。</p>
	<p>○「貸せない」「税が重い」という農地減少理由が改善する方向にあり、ぜひ、国への改善提案を強く望みます。付加要望として、「特定貸付け」制度で、市民農園の実施主体（NPO等）が、直接、農地所有者から借り受けることを可能とすること、相続税納税猶予を農業用施設用地等にも最大限適用拡大すること。さらに、固定資産税の変更にも踏みこむ必要があると考えます。</p>	<p>「特定貸付け」制度については、まずは、担い手である農業者を対象と考えています。 ご提案の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p>
	<p>○都市農業・農地の保全に向けた大きな制度改正の動きがあるとき、農地そのものの管轄を国土交通省から農林水産省に管轄替えすべき事を強く要求します。また、都においてもその立場に立つことを要請します。</p>	<p>第3章での記述のとおり、都市農業・農地については、都市政策と農業政策の両面からの明確な位置付けが必要であると考えます。</p>
	<p>○納税猶予制度の堅持はもちろんですが、今の位置づけの特別措置法を恒久的措置にするよう要請すること。農業生産上不可欠な施設すべて農地並み課税に改めさせること。固定資産税についても大幅な見直しを行うこと。</p>	<p>都では、まずは第3章で述べている制度改善を国に求めています。このほか、今後さらに研究をしていきます。</p>
	<p>○生産緑地の指定面積を500m²から300m²に引き下げるこ</p>	<p>第3章において、生産緑地指定の面積要件の引き下げを国に求めておりま</p>
	<p>○世代が変わると農林業を継承しない農家が増加しています。農林水産業も市場で生き残っていくために新しい試みをもっとすべきだと考えます。新しい担い手として土木建設業者を法人として農林水産業従事者として積極的に認めていくと良いと考えます。</p>	<p>企業についても幅広い担い手の一つとして位置づけています。</p>
	<p>○農林・漁業振興対策審議会答申では、「今、都市農地保全に一步踏み出さなければ、農業・農地を生かしたまちづくりの機会は永遠に失われてしまう」と危機的状況にあることを警告されています。それだけに、今回の振興プランの改定に当たっては危機的状況の立場にたって振興計画を確定しなければなりません。</p>	<p>ご提案の趣旨につきましては、第3章に記述いたしました。</p>

区分	ご意見の概要	都の対応
第4章 都民生活に密着した産業・東京農業の実現に向けて		
	<p>○農業者や農業団体および行政の役割を明らかにすることと、都民の協力は必要不可欠であると考えます。そのためにはそれぞれの役割をいかに発揮しどのように連携して協力していくかについて具体的に踏み込んだ内容を記述されることを望みます。</p>	<p>第4章において、それぞれの役割と都民の協力を記述しております。 今後は一層の役割発揮に向けて議論を進めています。</p>
補章 地域農業の振興の考え方と経営モデル		
	<p>○補章の「地域別農業の特徴と振興の考え方」において、農業者の高齢化や労働力不足に対応するため、都民の大多数が非農家出身であることを踏まえた新規就農者の支援策および促進策の検討と援農ボランティアや農作業受託のしくみをさらに具体的に充実していくべき。</p>	<p>新規就農の促進や新規就農者に対する支援などについては、今後とも施策の充実に努めています。</p>
<p>このほかにも多くの貴重なご意見をいただきました。今後の施策展開にあたって、参考とさせていただきます。</p>		

平成24年3月発行

登録番号 (23)220

東京農業振興プラン

都民生活に密着した産業・東京農業の新たな展開

編集・発行 東京都産業労働局農林水産部農業振興課

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 ダイヤルイン 03 (5320) 4831

印 刷 昭和商事(株)

東京都豊島区巣鴨三丁目24番11号

電話 03 (3910) 5921

